

防衛庁所属国有財産（船舶等）の取扱いに関する訓令（昭和 5 2 年防衛庁訓令第 2 8 号）第 1 2 条の規定に基づき、陸上自衛隊における国有財産（船舶）の取扱いに関する達を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

陸上自衛隊における国有財産（船舶）の取扱いに関する達

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）

第 2 章 管理等（第 3 条—第 1 7 条）

第 3 章 雑則（第 1 8 条）

附則

- 別記様式第 1 国有財産（船舶）受領調書
- 別記様式第 2 国有財産（船舶）供用通知書
- 別記様式第 3 国有財産（船舶）供用受報告書
- 別記様式第 4 国財財産（船舶）供用廃止通知書
- 別記様式第 5 国財財産（船舶）返還引継書
- 別記様式第 6 国財財産（船舶）の売り払いについて（申請）
- 別記様式第 7 国財財産（船舶）の売り払いについて（通知）
- 別記様式第 8 撤去属具引継書
- 別記様式第 9 国有財産増減報告書（その 1）
- 別記様式第 1 0 国有財産増減報告書（その 2）
- 別記様式第 1 1 国財財産（船舶）被害調書
- 別記様式第 1 2 国財財産（船舶）の被害について（報告）
- 別記様式第 1 3 国財財産（船舶）の亡失について（報告）
- 別記様式第 1 4 国有財産（船舶）現況報告書
- 別記様式第 1 5 国財財産（船舶）取得調書
- 別記様式第 1 6 国財財産（船舶）用途廃止調書
- 別記様式第 1 7 国財財産（船舶）所管換、所属替受渡証書
- 別記様式第 1 8 国財財産（船舶）台帳変更調書

第 1 章 総則

（趣旨及び適用範囲）

第1条 この達は、陸上自衛隊における国有財産（船舶）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 防衛省所管国有財産（船舶）の取扱いに関する訓令（以下「訓令」という。）第2条に規定する部局のうち、陸上幕僚監部をいう。
- (2) 部局長 部局の長のうち、陸上幕僚長を言う。
- (3) 船舶 自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令（令和6年防衛省訓令第317号）別表第1に掲げる自衛艦をいう。
- (4) 属具 船舶に附属する諸装置類及びこれに装着されているものをいう。
- (5) 供用 部局所属の船舶をその用途又は目的に応じて部隊の使用に供することをいう。
- (6) 供用部隊の長 部局長から船舶の供用を受けた部隊の長をいう。

第2章 管理等

（事務の調整）

第3条 陸上幕僚監部装備計画部長（以下「陸幕装備計画部長」という。）は、陸上自衛隊における船舶（属具を含む。以下同じ。）の取扱いに関する事務について必要な調整を行うものとする。

（供用部隊の長の事務）

第4条 供用部隊の長は、供用された船舶について、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 供用及び供用の廃止の手続に関すること。
- (2) 属具の取付け又は取壊し、模様替その他の理由による国有財産の増減の手続に関すること。
- (3) 国有財産台帳副本（以下「台帳副本」という。）の整理に関すること。
- (4) 船舶に被害があった場合の部局長への報告に関すること。
- (5) その他船舶の管理に必要な事項に関すること。

（受領官の指名）

第5条 部局長は、訓令第8条の規定により受領官を指名する場合には、陸幕装備計画部長又はその指名する幹部自衛官を充てるものとする。

（受領調書）

第6条 受領官は、船舶の引渡しを受けた場合には、遅滞なく国有財産（船舶）受領調書（別記様式第1）を部局長に提出するものとする。

（供用）

第7条 部局長は、船舶を供用する場合には、国有財産（船舶）供用通知書（別記様式第2）により、供用部隊の長に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた供用部隊等の長は、当該船舶の状態並びに完成図書及び関係の書類を確認の上、遅滞なく国有財産（船舶）供用受報告書（別記様式第3）を部局長に送付するものとする。

（供用の廃止）

第8条 部局長は、所属替、用途廃止その他の理由により船舶の供用を廃止しようとする場合には、国有財産（船舶）供用廃止通知書（別記様式第4）により、供用部隊の長に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた供用部隊の長は、国有財産（船舶）返還引継書（別記様式第5）を部局長に送付するものとする。

（船舶の用途廃止の期日）

第9条 部局長が、防衛省所管国有財産取扱規則（平成18年防衛庁訓令第118号。以下「規則」という。）第22条第3項の規定により船舶の用途を廃止する場合の期日は、原則として当該船舶の除籍の日とする。

（売払い）

第10条 部局長は、船舶の売払いのため規則第24条の規定により防衛大臣の承認を受ける場合には、別記様式第6により防衛大臣に申請するものとする。

2 部局長は、自衛艦を売払う場合には、解体の条件を付さなければならない。ただし、陸上幕僚長が別に定める場合は、この限りでない。

3 部局長は、規則第25条の規定に基づき船舶の売払いを所轄財務局長に通知する場合には、別記様式第7によるものとする。

（物品への編入）

第11条 部局長は、国有財産である属具を物品に編入しようとする場合には、撤去属具引継書（別記様式第8）により、分任物品管理官に引継ぎを行うものとする。

（国有財産増減報告書）

第12条 供用部隊の長は、属具の取付け又は取壊し、模様替その他の理由により国有財産に増減が生じた場合（次項の場合を除く。）には、遅滞なく国有財産増減報告書（その1）（別記様式第9）を部局長に提出するものとする。

2 供用部隊の長は、船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）第18条に規定する特別改造等に伴い国有財産に増減が生じた場合には、遅滞なく国有財産増減報告書（その2）（別記様式第10）を部局長に提出するものとする。

(被害報告)

第13条 供用部隊等の長は、天災その他の事故により船舶を滅失し、又はき損したときは、直ちに国有財産(船舶)被害調書(別記様式第11)により、部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、規則第32条第1項の規定に基づき防衛大臣に報告する場合には、別記様式第12によるものとする。

3 部局長は、規則第32条第2項の規定に基づき会計検査院長に報告する場合には、別記様式第13によるものとする。

(現況報告)

第14条 供用部隊の長は、9月末日及び3月末日における船舶の現況を国有財産(船舶)現況報告書(別記様式第14)によりそれぞれの期日から20日以内に部局長に報告するものとする。

(申請書等の経由及び送付期日等報告等)

第15条 部局長は、次の表の左欄に掲げる書類を防衛大臣又は会計検査院長に提出するものとする。

書 類	関 係 条 項	送 付 期 日 等
国有財産増減及び現在額計算書	規則第41条	証明期間経過後120日以内
国有財産無償貸付状況計算書		
国有財産増減及び現在額報告書	規則第42条	翌年度の6月15日まで。
国有財産増減事由別調書		
国有財産見込現在額報告書	規則第43条	当該年度の9月15日まで。
国有財産見込増減事由別調書		
国有財産無償貸付状況報告書	規則第44条	翌年度の6月15日まで。
国有財産無償貸付状況増減事由別調書		
取得、所管換、所属替、使用の許可、用途廃止又は売払いに関する報告	訓令第7条	当該事由発生の日から30日以内
国有財産(船舶)現況報告書	訓令第11条	9月末日及び3月末日からそれぞれ30日以内

(国有財産台帳の登録等)

第16条 部局長は、船舶について、取得、用途廃止、所管換その他の理由により異動があった場合には、次の各号に掲げる調書又は受渡証書(以下「調

書等」という。)を作成し、必要な事項を国有財産台帳(以下「台帳」という。)に記載しなければならない。

- (1) 国有財産(船舶)取得調書(別記様式第15)
- (2) 国有財産(船舶)用途廃止調書(別記様式第16)
- (3) 国有財産(船舶)所管換、所属替受渡証書(別記様式第17)
- (4) 国有財産(船舶)台帳変更調書(別記様式第18)

2 部局長は、前項の規定により調書等を作成し、又は台帳に記載した場合には、調書等の写し及び台帳副本をその都度供用部隊の長に送付するものとする。

(台帳の登録期日)

第17条 部局において、台帳に登録する場合の期日は、訓令第10条各号に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 船舶の売払いについては、契約の相手方に当該船舶の引渡しをした日
- (2) 船舶の取壊しの完了については、当該船舶を分任物品管理官に引継いだ日又は廃棄した日

第3章 雑則

(委任規定)

第18条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、部局長が定める。

附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。

防衛省所管
国有財産部局長 殿

所 属
官 職 階 級 氏 名

国有財産（船舶）受領調書

区 分			数 量	
種 目			取得の事由	
用 途			取得相手方	
名称又は細分			受領年月日	
番 号			受 領 場 所	
要 目	船 体 材 料		軸 馬 力	
	排水量(トン)		軸 数	
	速力(ノット)		建 造 所	
	全 長		起 工	
	幅		進 水	
	深 さ		し ゅ ん 工	
	喫 水		(年度) 建 造 番 号	
	主 機			

注 新造又は購入の場合は、受領検査調書を添付する。

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 2（第 7 条関係）

発 簡 番 号
年 月 日

供用部隊の長 殿

防衛省所管
国有財産部局長
（公印省略）

国有財産（船舶）供用通知書について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

供用する財産	区 分	
	種 目	
	名 称 又は細分	
	用 途 又は構造	
	数 量	
	価格(円)	
供 用 年 月 日		年 月 日
所在地（工作物のみ。）		
添 付 書 類		
備 考		

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 3（第 7 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

防衛省所管

国有財産部局長 殿

供用部隊の長

（公印省略）

国有財産（船舶）供用受報告書について（報告）
標記について、下記のとおり報告する。

記

供用を受 けた財産	区 分	
	種 目	
	名 称 又は細分	
	用 途 又は構造	
	数 量	
	価 格 (円)	
供用受年月日		年 月 日
所在地（工作物のみ。）		
根 拠 文 書		
備 考		

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 4（第 8 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

供用部隊の長 殿

防衛省所管
国有財産部局長
（公印省略）

国有財産（船舶）供用廃止通知書について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

供用を廃止する財産	区 分	
	種 目	
	名 称 又は細分	
	用 途 又は構造	
	数 量	
	価格(円)	
供用廃止年月日		年 月 日
所在地（工作物のみ。）		
備 考		

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

国有財産部局長 殿

(公印省略)

標記について、下記のとおり報告する。

記

- 1 口座名
- 2 所在地
- 3 区分、種目、数量等

区分	種目	用途、名称 又は細分	構造、寸法、性 能、型式等	数量	価格 (円)

上記のとおり国有財産（船舶）を返還し引継ぎを了した。

平成 年 月 日

引受者 官 職 氏 名

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 6 (第 1 0 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

防衛大臣 殿

防衛省所管

国有財産部局長

(公印省略)

国有財産 (船舶) の売払いについて (申請)

標記について、防衛省所管国有財産取扱規則 (平成 1 8 年防衛庁訓令第 1 1 8 号) 第 2 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

1 当該財産の台帳記載事項

(1) 口座名

(2) 所在地

(3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

2 売払いをしようとする事由

3 相手方の用途及び利用計画

4 価格評定調書又は鑑定書

5 代金の納入方法及び納入期限

6 指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由並びにその根拠となる法令の名称及び条項

7 随意契約によろうとする場合は、相手方の住所及び氏名

8 用途指定の売払いの場合は、その用途並びに用途に供しなければならない期日及び期間

9 その他参考事項

添付書類：別紙「価格評定調書」又は「鑑定書」

注 第 6 項から第 8 項までについては、該当事項のみ記載する。

(日本産業規格 A 列 4 番)

船舶売却価格評定調書

年 月 日

船 舶 の用途名称			部局名			備考
	区分		数量	単価(円)	価格(円)	
素 材 価 格						
	計 (A)					
解 体 経 費						
	計 (B)					
売払い評定価格 (A - B)						

氏名	職官	評定者
----	----	-----

- 注 1 不要な文字は、抹消する。
- 2 本様式により難しい場合は、この様式に準じて作成するものとする。
- 3 評定者は、部局長の指定する者とする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 7 (第 1 0 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

〇 〇 〇 財務局長 殿

防衛省所管

国有財産部局長 印

国有財産 (船舶) の売払いについて (通知)

標記について、普通財産 (船舶) を売払いしたので国有財産法施行令 (昭和 2 3 年政令第 2 4 6 号) 第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途・名称	構造・寸法・性能	数量	価格 (円)

- 2 売払いした財産の数量
- 3 売払い年月日及び事由
 - (1) 年月日
 - (2) 事由
- 4 売払い価格
- 5 売払いした相手方の住所及び氏名
- 6 その他参考事項

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 8（第 1 1 条関係）

撤 去 属 具 引 継 書

引継年月日

渡 官 職 氏 名
受 官 職 氏 名

次のとおり引継ぎを了した。

属 具 名	数 量	単価 (円)	価格(円)	程 度	備 考
引継理由					

注 程度欄には、使用可能、修理可能、修理不能等を記入する。

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 9（第 12 条関係）

発 簡 番 号

年 月 日

防衛省所管

国有財産部局長 殿

供用部隊の長

（公印省略）

国有財産増減報告書（その 1）

区分	種目	名称又は 細分	年月 日	増減事 由	属具名 等	数量	価格（円）

注 増減事由は、属具の取付け、取壊し、模様替等を記入する。

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 10 (第 12 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

防衛省所管

国有財産部局長 殿

供用部隊の長
(公印省略)

国有財産増減報告書 (その 2)

船舶の名称	工事 (特別改造 又は改造) 実施 の理由又は根拠	工事期間	新設又は撤去 装備品名	増 (A)		減 (B)		造船所調達又は 官給の別等	契約会社又は 工事実施者	工費 (円) (C)	備考
				数量	価格 (円)	数量	価格 (円)				

写送付先 : 供用部隊の長

注 1 増の報告は、(A) 及び (C) とする。

2 減の報告は、(B) のみとする。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 1 1 (第 1 3 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

防衛省所管

国有財産部局長 殿

供用部隊の長

(公印省略)

国有財産 (船舶) 被害調書

1 当該財産の台帳記載事項

(1) 口座名

(2) 所在地

(3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途、名称 又は細分	構造、寸法、 性能、型式等	数 量	価格 (円)

2 滅失又はき損の原因、事故発生の日時及び場所

(1) 原因

(2) 日時

(3) 場所

3 被害財産の明細 (数量及び被害の程度を記載すること。)

4 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費の見込額

5 き損した財産の保全又は復旧のために執った応急措置

6 その他参考事項

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 1 2 (第 1 3 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

防衛大臣 殿

(陸上幕僚長経由)

防衛省所管

国有財産部局長

(公印省略)

国有財産 (船舶) の被害について (報告)

標記について、部局所属の行政財産 (船舶) に別紙のとおり事故による被害があったので、防衛省所管国有財産取扱規則 (平成18年防衛庁訓令第118号) 第32条第 1 項の規定に基づき、報告する。

添付書類 : 別紙「国有財産 (船舶) 被害調書」

(日本産業規格 A 列 4 番)

国有財産（船舶）被害調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途、名称 又は細分	構造、寸法、 性能、型式等	数 量	価格（円）

2 滅失又はき損の原因、事故発生の日時及び場所

- (1) 原因
- (2) 日時
- (3) 場所

3 被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）

4 損害見積価格及び復旧可能のものについては、復旧費の見込額

5 き損した財産の保全又は復旧のために執った応急措置

6 その他参考事項

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 13 (第 13 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

会計検査院長 殿

防衛省所管

国有財産部局長

官

職 印

国有財産（船舶）の亡失について（報告）

標記について、部局所属の行政財産（船舶）に別紙のとおり事故による被害があったので、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第27条の規定に基づき、報告する。

添付書類：別紙「国有財産（船舶）被害調書」

（日本産業規格 A 列 4 番）

国有財産（船舶）被害調書

1 管理部局名及び部局長官職、氏名

- (1) 管理部局名
- (2) 部局長官職、氏名（管理期間）

2 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途、名称 又は細分	構造、寸法、 性能、型式等	数 量	価格（円）

3 亡失の原因、事故発生の日時及び場所

- (1) 原因
- (2) 日時
- (3) 場所

4 被害財産の明細（数量及び被害の程度を記載すること。）

5 損害見積価格

6 その他参考事項

注 管理期間は、亡失時と報告時における部局長が異なる場合記入する。

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記様式第 1 4 (第 1 4 条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

防衛省所管

国有財産部局長 殿

供用部隊の長

(公印省略)

国有財産 (船舶) 現況報告書 (年 月 日現在)

(価格単位 : 円)

区分	種別	隻数	トン数	価格	備考							
自衛艦	就役				取得							
		計										
	除籍											
		計										
	合計											

(日本産業規格 A 列 4 番)

国有財産 (船舶) 取得調書

1 当該財産の台帳に記載すべき事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途、名称 又は細分	構造、寸法、 性能、型式等	数 量	価格 (円)

2 取得年月日及び事由

- (1) 年月日
- (2) 事由

3 相手方の住所及び氏名 (法人の場合は、住所、名称及び代表者氏名)

4 その他参考事項

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
官 職 氏 名

(日本産業規格 A 列 4 番)

国有財産 (船舶) 用途廃止調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 区分、種目、数量等

区分	種 目	用途、名称 又は細分	構造、寸法、 性能、型式等	数 量	価格 (円)

2 用途廃止年月日及び事由

- (1) 年月日
- (2) 事由

3 用途廃止した後の処分方法

4 その他参考事項

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
官 職 氏 名

別記様式第17（第16条関係）

国有財産（船舶）所管換、所属替受渡証書

受渡 年 月 日

渡　　〇〇〇所管〇〇〇所属国有財産部局長
官　職　氏　　　　　名

受 〇 〇 〇 所 管 〇 〇 〇 所 属 国 有 財 産 部 局 長
官 職 氏 名

次のとおり、国有財産の受渡しを了した。

区	分	渡	受
所	管 名		
会	計 名		
分	類		
種	類		
用	途		
増 減 事 由 用 語			

所 在					
区 分	数量単位	数量	価格 (円)	有償価格 (円)	備 考
計					

注 1 件名内の不要な文字は、抹消する。

2 記載要領は、国有財産受渡証書について、（蔵理第3381号。33．12．15）に準ずる。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記様式第 18 (第 16 条関係)

国有財産 (船舶) 台帳変更調書

1 当該財産の台帳記載事項

- (1) 口座名
- (2) 所在地
- (3) 用途、名称又は細分
- (4) 構造、寸法、性能、型式等

2 変更記事 (増減記事を除く。)

台 帳 の 欄 名	変 更 前	変 更 後

3 増減記事

	記 事	根 拠 文 書
異 動 年 月 日		
増 減 事 由		
増 額 (円)		
減 額 (円)		
現 在 額 (円)		

年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
官 職 氏 名

(日本産業規格 A 列 4 番)